

令和6年11月1日

## 特定商取引法違反の通信販売業者に対する業務停止命令（3か月）及び指示並びに当該業者の代表取締役に対する業務禁止命令（3か月）について

- 消費者庁は、薬用歯磨き等を販売する通信販売業者である株式会社マーキュリー（本店所在地：東京都渋谷区）（以下「マーキュリー」といいます。）  
（注）に対し、令和6年10月31日、特定商取引法第15条第1項の規定に基づき、令和6年11月1日から令和7年1月31日までの3か月間、通信販売に関する業務の一部（広告、申込受付及び契約締結）を停止するよう命じました。  
（注）同名の別会社と間違えないよう会社所在地なども確認してください。
- あわせて、消費者庁は、マーキュリーに対し、特定商取引法第14条第1項の規定に基づき、法令遵守体制の整備その他の再発防止策を講ずることなどを指示しました。
- また、消費者庁は、マーキュリーの代表取締役である浅川 浩孝（あさかわ ひろたか）に対し、特定商取引法第15条の2第1項の規定に基づき、令和6年11月1日から令和7年1月31日までの3か月間、マーキュリーに対して前記業務停止命令により業務の停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含みます。）の禁止を命じました。

### 1 処分対象事業者等

- （1）名 称：株式会社マーキュリー（注）  
（法人番号：9010601059005）
- （2）本店所在地：東京都渋谷区神宮前6-28-9東武ビル
- （3）代 表 者：代表取締役 浅川 浩孝
- （4）設 立：令和3年3月19日
- （5）資 本 金：4300万円
- （6）取 引 類 型：通信販売
- （7）取 扱 商 品：薬用歯磨き等
- （注）同名の別会社と間違えないよう会社所在地なども確認してください。

- 2 特定商取引法の規定に違反する行為  
誇大広告（特定商取引法第12条）
  
- 3 消費者庁がした各行政処分の詳細は、以下の各別紙のとおりです。  
別紙1：マーキュリーに対する行政処分の概要  
別紙2：浅川 浩孝に対する行政処分の概要

【本件に関するお問合せ】

本件に関するお問合せにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁と共に特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御連絡ください。

なお、本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

北海道経済産業局消費者相談室	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室	022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室	048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室	052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室	06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室	082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室	087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室	092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室	098-862-4373

本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルについて、相談・あっせんを要望される場合には、以下の消費者ホットラインを御利用ください。

- 消費者ホットライン（全国統一番号） 188（局番なし）  
身近な消費生活相談窓口を御案内します。  
※一部のIP電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。
- 最寄りの消費生活センターを検索する。  
<https://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

## 株式会社マーキュリーに対する行政処分の概要

### 1 事業概要

株式会社マーキュリー（以下「マーキュリー」という。）は、マーキュリーが運用するウェブサイト（そのURLが「https://ec.bitela.jp/」で始まるもの。以下「本件ウェブサイト」という。）において、パソコン、スマートフォン等の情報処理の用に供する機器を利用する方法により「o-dent Clear White」(オーデントクリアホワイト)と称する薬用歯磨き（以下「本件商品」という。）等の売買契約の申込みを受けて本件商品を販売していることから、このようなマーキュリーが行う本件商品の販売は、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第2条第2項に規定する通信販売（以下「通信販売」という。）に該当する。

### 2 処分の内容

#### (1) 業務停止命令

- マーキュリーは、令和6年11月1日から令和7年1月31日までの間、通信販売に関する業務のうち、以下のアからウまでの事項を停止すること。
- ア マーキュリーが行う通信販売に関する商品の販売条件について広告をすること。
  - イ マーキュリーが行う通信販売に関する商品の売買契約の申込みを受けること。
  - ウ マーキュリーが行う通信販売に関する商品の売買契約を締結すること。

#### (2) 指示

- ア マーキュリーは、商品の販売条件について広告をしたとき、商品の効能について、実際のものよりも著しく優良であると人を誤認させるような表示をしていた。かかる行為は、特定商取引法に違反するものであることから、その発生原因について、調査分析の上検証し、法令遵守体制の整備その他の再発防止策（法令及び契約に基づく返金及び解約の問合せ等に適切かつ誠実に対応することを含む。）を講じ、これらをマーキュリーの役員及び従業員に、前記（1）の業務停止命令に係る業務を再開するまでに周知徹底すること。
- イ 後記4の内容を消費者に周知すること。
- ウ マーキュリーは、今後、マーキュリーが行う通信販売について、特定商取引法の各規定を遵守すること。

### 3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第14条第1項及び第15条第1項

### 4 処分の原因となる事実

マーキュリーは、以下のとおり、特定商取引法に違反する行為をしており、消費者庁は、通信販売に係る取引の公正及び購入者の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

#### ○ 誇大広告（特定商取引法第12条）

マーキュリーは、少なくとも令和6年1月13日から同年3月26日までの間に、別添資料1のとおり、本件商品の販売条件について広告をしたとき、本件商品の効能について、本件商品のランディングページ（検索結果や広告等を経由して消費者が最初にアクセスするページのこと。以下同じ。）（以下、別添資料1の広告が表示されるランディングページを「本件LP①」という。）において、「10秒で黄ばみ消えた！・・・本当に10秒歯に塗るだけで歯が真っ白になったんです！」との表示、本件商品の効能を示す歯の画像の表示及び「つまり！オーデントを10秒塗るだけで ・黄ばみを落とす ・永久に白い歯をキープ」との表示（以下、本件LP①における上記の表示をまとめて「本件表示①」という。）をすることにより、あたかも、本件商品には、本件商品を歯に10秒程度塗布するのみで、塗布した箇所の歯の黄ばみを完全に除去して歯を白くする効能があるかのような表示をしていた。

また、マーキュリーは、少なくとも令和6年2月27日から同年7月9日までの間に、別添資料2のとおり、本件商品の販売条件について広告をしたとき、本件商品の効能について、本件商品のランディングページ（以下、別添資料2の広告が表示されるランディングページを「本件LP②」という。）において、「歯の蓄積黄ばみを... 完全漂白できる裏技 黄ばみポロポロ落ちる理由...」及び「黄ばみがベリッ?!」との表示、本件商品の効能を示す歯の画像の表示並びに「頑固な黄ばみが消えてモデル級の真っ白の歯に!!」、「使った瞬間に効果を実感できるらしく、『黄ばみがポロポロ落ちた!』『タバコ黄ばみまで完全に落ちた!』と話題に!」、「オーデントはホワイトニング治療で使われる成分『PEG400』を限界配合!・・・その特効成分がステインを浮かせて剥がすんです! だからさっと磨くだけでポロポロ落ちる!!」及び「数十年へばりついた黄ばみも余裕で100%落として真っ白の歯に!」との表示（以下、本件LP②における上記の表示をまとめて「本件表示②」という。）をすることにより、あ

たかも、本件商品には、本件商品を歯に塗布するだけで即座に歯に付着した黄ばみを完全に除去して歯を白くする効能があるかのような表示をしていた。

この点について、当庁からマーキュリーに対し、特定商取引法第12条の2の規定に基づき、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、マーキュリーは資料を提出しなかった。

このため、マーキュリーが行った当該表示は、特定商取引法第12条の2の規定により、商品の効能につき、実際のものよりも著しく優良であると人を誤認させるような表示に該当するものとみなされる。

## 浅川 浩孝に対する行政処分の概要

### 1 名宛人

浅川 浩孝（以下「浅川」という。）

### 2 処分の内容

浅川が、令和6年11月1日から令和7年1月31日までの間、以下の(1)から(3)までの事項を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止すること。

- (1) 特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第2条第2項に規定する通信販売（以下「通信販売」という。）に関する商品の販売条件について広告をすること。
- (2) 通信販売に関する商品の売買契約の申込みを受けること。
- (3) 通信販売に関する商品の売買契約を締結すること。

### 3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第15条の2第1項

### 4 処分の原因となる事実

- (1) 別紙1のとおり、株式会社マーキュリー（以下「マーキュリー」という。）に対し、特定商取引法第15条第1項の規定に基づき、マーキュリーが行う通信販売に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。
- (2) 浅川は、マーキュリーの代表取締役であり、かつ、マーキュリーが停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。

本件表示①



本当に10秒歯に塗るだけで  
歯が真っ白になったんです!

つまり！オーデントを10秒塗るだけで

- ・黄ばみを落とす
  - ・永久に白い歯をキープ
-



本件表示②



頑固な黄ばみが消えて  
モデル級の真っ白の歯に！！

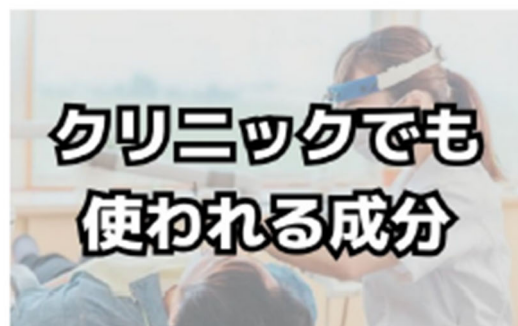
※ブラッシング効果

使った瞬間に効果を実感できるらしく、

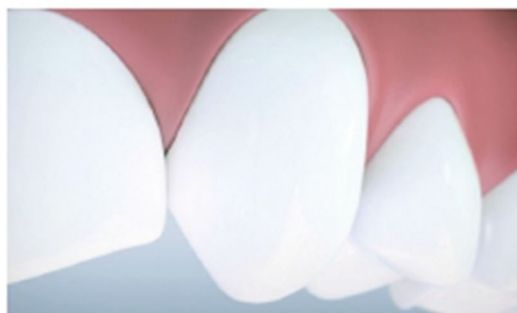
「黄ばみがボロボロ落ちた！」  
「タバコ黄ばみまで完全に落ちた！」

と話題に！

オーデントは  
ホワイトニング治療で使われる成分  
「PEG400」  
を限界配合！



その特効成分がステインを  
浮かせて剥がすんです！



だから  
さっと磨くだけで  
ポロポロ落ちる!!

数十年へばりついた黄ばみも  
余裕で100%落として  
真っ白の歯に！

※ブラッシング効果